$\bigcirc$ )感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成十年厚生省令第九十九号)(抄)感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する件(新旧対照条文)

2•3 (略)	2•3 (略)
者の指導上必要と認める事	者の指導上必要と認める事
前各号に掲げるもののほか、生活環境その他結核患者又は	前各号に掲げるもののほか、生活環境その他結核患者又は
核患者又は結核回復者に対して保健所がとっ	核患者又は結核回復者に対して保健所がとった措置の
現に医療を受けていることの有	受性検査の結果並びに現に医療を受けていることの有
結核患者については、その病名、病状、薬剤感受性検査	核患者については、その病名、病状、抗酸菌培養検査
は、当該病院又は診療所の名称及び所在地)及び氏名	当該病院又は診療所の名称及び所在地)及び氏名
け出た医師の住所(病院又は診療所で診療に従事する	け出た医師の住所(病院又は診療所で診療に従事する
る事務所の所在	る事務所の所在地)
氏名及び住所(保護者が法人であるときは、その名称及び	氏名及び住所(保護者が法人であるときは、その名称及び
びに結核患者が成年に達していない場合にあっては、そ	びに結核患者が成年に達していない場合にあっては、その保
核患者又は結核回復者の住所、氏名、生年月日、性別、職	結核患者又は結核回復者の住所、氏名、生年月日、性
年月日及び登録	録年月日及び登録番号
録すべき事項は、次のと	すべき事項は、次のとおりと
七条の八 法第五十三条の十二	十七条の八 法第五十三条の十
核登録票の記録事	録票の記載事項)
් ව	の他結核再発のおそれが著しいと認められ
年以内の者その他結核再発のおそれが著しいと認めら	年以内の者(経過観察を必要としないと認められる者を
定める結核回復者は、結核医療を必要としないと認められてか	定める結核回復者は、結核医療を必要としないと認められて
条の七 法第五十三条の十二第一項に規定する厚生労働	条の七 法第五十三条の十二第一項に規定する厚生
核回復者の範囲)	核回復者の範
現	改正案
(傍線の部分は改正部分)	